

損害額一覧表

項目	原告主張額	原告の主張の要旨	認定額	認定判断の理由
死亡慰謝料	¥28,000,000	D 警部補は、一家の支柱として稼働していた。原告 A が専業主婦であり、原告 B 及び同 C が未成年の小中学生であったことなどからすれば、死亡慰謝料としては、左記金額を下らない。	¥28,000,000	弁論の全趣旨によれば、原告主張の事実が認められる。死亡慰謝料としては、左記のとおり認めるのが相当である。
逸失利益	¥114,197,920	①基礎収入:¥9,125,788 ②生活費控除率:0.3 ③就労可能年数:26 年 ④中間利息控除:17.8768(26 年のライプ係数) 計算式:¥9,125,788×(1-0.3)×17.8768=¥114,197,920(1 円未満切捨て)	¥114,197,920	甲28によれば、D 警部補の基礎収入は、912万5788円と認められる。そして、D 警部補が一家の支柱として稼働しており、妻と2人の子供を養っていたことからすると、生活費控除率は0.3とするのが相当である。就労可能年数は26年と認められるから(26年のライプ係数は17.8768である)、逸失利益は、左記のとおり認められる。
診療費(文書料含む)	¥58,150		¥58,150	甲29
葬儀費用	¥2,503,906		¥1,500,000	左記の限度で安全配慮義務違反と相当因果関係のある損害と認めるのが相当である。
アパートの原状回復費用等	¥660,000		¥660,000	甲33
小計	¥145,419,976		¥144,416,070	
損害の填補				
地公災法に基づく葬祭補償	¥2,185,920		¥1,500,000	甲 17。費目拘束が働くことから、損害と認める葬儀費用の限度で控除する。
各種年金	¥26,156,438		¥26,156,438	甲 34、35(いずれも枝番を含む。)
充当後	¥117,077,618	ただし、原告主張は¥117,070,573	¥116,759,632	
原告ら相続分				

原告 A	¥58,538,809		¥58,379,816	
原告 B	¥29,269,404		¥29,189,908	
原告 C	¥29,269,404		¥29,189,908	
弁護士費用				
原告 A	¥5,850,000		¥5,837,982	
原告 B	¥2,920,000		¥2,918,991	
原告 C	¥2,920,000		¥2,918,991	
合計(損害額元本)				
原告 A	¥64,388,809	ただし、原告請求額は¥64,388,786	¥64,217,798	
原告 B	¥32,189,404	ただし、原告請求額は¥32,189,393	¥32,108,899	
原告 C	¥32,189,404	ただし、原告請求額は¥32,189,393	¥32,108,899	